相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東陽二丁目五番、最後の住所東京都江東区東陽二丁目五番一五―五〇二号　被相続人　亡　伊藤　禎敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

東京都千代田区九段南四丁目六番九号土屋ビル三階あさぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区麹町三丁目一番地四、最後の住所東京都杉並区善福寺三丁目一四番七号　被相続人　亡　鈴木　あや

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宗岡　慶太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区桂野里町一〇番地の三、最後の住所東京都清瀬市旭が丘二丁目四番三―一一〇号　被相続人　亡　瀧上　雅之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

事務所東京都新宿区西新宿六丁目六〇番地、最後の住所東京都町田市相原町二三七三番地一サンシルバー町田　被相続人　亡　浅賀としよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五階五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿六丁目六〇番地、最後の住所東京都町田市相原町二三七三番地一サンシルバー町田　被相続人　亡　浅賀としよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

事務所東京都千代田区神田富山町二四番地神田富山町ビル六階みどり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　海老原　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市鳥越甲三四六番地、最後の住所東京都東大和市清原一丁目一番地北一五―五〇一　被相続人　亡　穂刈　三雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

事務所東京都東大和市南街四丁目一九番地五司法書士鈴木加津志事務所

相続財産管理人　鈴木加津志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区幡ケ谷三丁目四八番地、最後の住所東京都板橋区熊野町三七番一九―四〇一号　被相続人　亡　川上　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西尾久一丁目一七八七番地、最後の住所東京都荒川区東尾久二丁目四九番六―二〇一号　被相続人　亡　小杉　晴之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市緑が丘一四六〇番地、最後の住所東京都あきる野市三内四三六番地一　五日市ホーム　被相続人　亡　小南　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市津田町二丁目二番、最後の住所東京都小平市津田町二丁目二番四―三〇二号　被相続人　亡　髙橋　清千

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十二日

事務所東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所　相続財産管理人弁護士　大野壽三枝

第18期決算公告　平成27年12月22日

東京都品川区東品川二丁目1番6

株式会社タイソンズアンドカンパニー

代表取締役　寺田　心平

貸借対照表の要旨（平成27年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	280,483
	固定資産	532,951
	繰延資産	8,217
	合計	821,651
負債及び純資産の部	流動負債	450,797
	固定負債	351,421
	株主資本	17,932
	資本金	21,000
	資本剰余金	1,000
	利益剰余金	△4,067
	その他利益剰余金	△4,067
	（うち当期純損失）	(71,850)
	新株予約権	1,500
	合計	821,651